

(様式6) 埋蔵文化財発掘届出・通知 (法第93条第1項) 94条第1項)

個人及び民間

令和5年5月1日

一関市教育委員会 教育長 殿

申請日を記入

住所 一関市竹山町7-2

工事主体者(施主) { 氏名等 一関 太郎 (印)

施主が法人の場合は法人印や社判(省略不可)

埋蔵文化財発掘の (届出) 通知) について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)(第93条第1項) 94条第1項)の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり (届出) 通知) します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者(当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者の氏名及び住所(法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地))
- 7 当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

添付書類を忘れずにご用意ください

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面(案内図・配置図・平面図・立面図・断面図・矩計図・基礎(杭)伏図、等)

(様式6)「埋蔵文化財発掘届・通知(法第93条第1項)第94条第1項)」

別記

93条第1項・94条第1項(○で囲むこと)

文化財課・各支所地域振興課へ問い合わせ

1.所在地	一関市竹山町7-5 <input type="checkbox"/> 地名地番で記入		
2.面積	200㎡ <input type="checkbox"/> 実際に工事を行う面積		
3.土地所有者	住所： 一関市竹山町7-5 氏名等： 一関 二郎		
4.遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()		
遺跡の名称		員数	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()		
5.工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校 <input type="checkbox"/> 住宅 工場 その他建物 () 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ガス 電気 水道 農業関連 土砂採取 観光開発 遺跡整備 その他開発 ()		
工事の概要	木造2階建て個人専用住宅 ベタ基礎 GL-35cm <input type="checkbox"/> 簡潔な工事概要と最大掘削深度を記入		
6.工事主体者	住所： 一関市竹山町7-2 氏名等： 一関 太郎	<input type="checkbox"/> 届出者(施主)	
7.施工責任者	住所： 一関市花泉町満津字一/町29 氏名等： <input type="checkbox"/> 〇〇建設株式会社 代表取締役 花泉 三郎 <input type="checkbox"/> 法人の場合は代表者		
8.着手予定時期	令和5年 7月 1日	9.終了予定時期	令和5年 9月 30日
10.参考事項	<input type="checkbox"/> 工事着手は申請日より60日以上後		

指示事項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他 ()
------	------------------------

[注意事項]

- ① 太枠内は届出・通知者が記入。
- ② 指導事項欄は一関市教育委員会で記入。
- ③ 遺跡の種類。現状・時代及び指導事項欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は()内に記入。